

生徒指導の意義と学校教育制度 —「教育機会確保法案」についての議論をめぐって—

友野 清文 (現代教育研究所所員 総合教育センター)

はじめに

今年(2016年)5月10日、第190国会衆議院に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律案」が上程された。第190国会の会期は6月1日までであり、7月の参議院選挙のため延長が行われなかったため、次期国会への継続審議とされている。

ところで法案提出について報じた朝日新聞の記事(4月29日と5月11日)を見ていると、どちらにも法案の名称が明記されていないことに気づく。おそらく長い名称であり、しかも必ずしも意味が明確ではなく、さらに名称自体に重要性があると判断されなかったためであろう。しかしこの法案の提出の経緯を考えるならば、名称こそ法案の性格を示していると言えるのである。本稿では、この法案が出されるまでの動きを追う中で、法案の意義について検討を行う。

法案の流れとしては、「オルタナティブ教育法骨子案」(2011年)・「子どもの多様な学びの機会を保障する法律案」(2012年)という民間での提案、それを基にして国会議員連盟で提案された「義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案」(2015年)、そして実際に国会に提出された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律案」(2016年)となる。

同時にこの法案をめぐる議論が、一方で学校教育制度の基本的なあり方、とりわけ就学義務をめぐる問題に関わるものであると同時に、他方で「不登校」という生徒指導の課題にも関わるという二面性を持っていることに注目したい。

1 法案提出までの背景と経緯

先ず今回の法案がどのような経緯で出されたものであるのかを確認する。その後で内容についての検討を行う¹。

① 「オルタナティブ教育法案」から「多様な学び保障法案」へ

この法案の原型は「(仮称)オルタナティブ教育法骨子案」(2011年2月)である。これは第3回JDEC(Japan Democratic Education Conference)日本フリースクール大会(2011年2月11日・12日東京)で採択されたものである。作成団体はNPO法人フリースクール全国ネットワーク(FSN)で連絡先は東京シューレの所在地である。FSNは2000年にIDEC(International Democratic Education Conference)が日本で開催されたのをきっかけに、翌2001年2月に設立された。

この法律案の提案については、2008年からFSNが「政策制度研究会」を置き検討を行い、2009年1月の「第1回JDEC日本フリースクール大会」で採択された『フリースクールからの政策提言』の中に盛り込まれていた。『提言』の中では「フリースクール等についての新法制定の提言」として、次のように述べられていた。

(1) フリースクール等についての新法（仮称「オルタナティブ教育法」）の制定

学校教育法に並ぶ教育義務の実現として、フリースクール等についての新法（仮称「オルタナティブ教育法」）制定を提案する。フリースクール等やホームエデュケーションは、オルタナティブ教育法に準拠した公教育として位置づける。つまり、子どもが教育義務対象年齢に達したとき、学校教育またはオルタナティブ教育いずれかに基づく教育義務を課し、多様な教育選択を可能にする制度にする。

そしてこのための「検討委員会」の設置が提言され、これを受けてFSNの「政策制度研究会」が「新法研究会」に改組され、具体的な検討が続けられた。そして2010年1月の第2回JDEC日本フリースクール大会で法案作成について公表され、翌2011年2月の第3回大会で骨子案（Ver.1）の採択となったのである。

さらに翌2012年2月の第4回大会で、骨子案Ver.2が採択されるとともに、法案を「実現する会」の発足が提唱された。（骨子案Ver.2の本文はVer.1と同一である。）

同年7月8日「（仮称）オルタナティブ教育法を実現する会」の第1回総会が開催され、法の制定を目的とする会が発足した。同年10月8日に第2回総会が開かれたが、ここで法案名と会の名称の変更が行われた。法案名は「子どもの多様な学びの機会を保障する法律」（略称「多様な学び保障法」）とされ、これに合わせて会の名称も「多様な学び保障法を実現する会」と変更された。

2013年2月の第5回JDEC（日本フリースクール大会）で骨子最終案が公表される。そして2014年7月6日の「多様な学び保障法を実現する会」第4回総会で提案された。

② 教育再生実行会議・議員連盟と「多様な教育機会確保法」

以上のような動きに対して、2014年半ば頃から新しい動きが見られるようになった。それは議員連盟の（再）発足や教育再生実行会議の提言である。

フリースクールに関係する議員連盟は2008年5月に「フリースクール環境整備推進議員連盟」（幹事長 馳浩^{はせひろし} 事務局長 小宮山洋子 約30名）が設立されていた。これはフリースクールに通う高校生の年齢に相当する生徒の通学定期券購入の実現運動に関わるものであった。この議員連盟は2013年に解散したが、2014年6月3日に「超党派フリースクール等議員連盟」（会長 河村建夫 幹事長 馳浩 事務局長 林久美子 約50名）が発足した。それに先だって4月には「夜間中学等義務教育拡充議員連盟」も発足していた。（会長 馳浩 副会長 林久美子 幹事長 小淵優子 主要メンバーは両者ではほぼ重なっている。）

それからちょうど一月後の7月3日、内閣の教育再生実行会議の第5次提言「今後の学制等の在り方について」がフリースクールについて言及し、「国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。また、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進する。」と述べた²。

その年の秋には安倍首相と下村文部科学大臣が各々、東京シューレとフリースペースえん（川崎市）を訪問した。

他方、文部科学省でも2015年1月に「フリースクール等に関する検討会議」と「不登校に関する

調査研究協力者会議」が発足した。このような国会議員や政府の動きによって、それまで民間の一提言であった法案の実現が現実味を帯びてきたのである。

2015年5月27日に、前述の超党派フリースクール等議員連盟と夜間中学等義務教育拡充議員連盟が合同総会を開催し、「義務教育の段階における普通教育の多様な機会の確保に関する法律案（試案）」を採択し立法チームを設置した。8月11日に超党派フリースクール等議員連盟総会で「未定稿義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案」が発表された。9月2日、超党派フリースクール等議員連盟と夜間中学等義務教育拡充議員連盟の合同議連総会で、「義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案（座長試案）」（通称「フリースクール法案」）が提出された。

時期は前後するが、7月8日には教育再生実行会議の第8次提言「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」の参考資料において、「フリースクール等で学ぶ子供への支援・不登校対策」について「教育再生実行会議第5次提言（平成26年7月）を受け、学校という枠を超えて新たな教育の在り方について本格的に検討」し「（平成）27年夏頃までに中間まとめ、（平成）27年度に最終まとめ」という方向が示された。

ここでは「課題」と「基本的方向性」として次のように指摘されている。

【課題】

- ・ 不登校はこれまで本人あるいは保護者が悪いなど本人サイドの問題としてとらえられてきた
- ・ 不登校の子供たちは罪悪感、自己否定感を抱いている
- ・ フリースクール等での学習について制度上の位置付けがないなど

【基本的方向性】

- ・ それぞれの才能や能力に応じて、子供たちの可能性を伸ばす
- ・ 関係機関が連携し、不登校の子供たちの個々の状況に応じた、組織的・計画的な支援を実施
- ・ 一人一人の学習機会を確保し、フリースクールなど多様な環境の中で学んでいけるよう、国として子供たちのバックアップ体制をつくる

9月24日には「アベノミクス」の「新三本の矢」が公表され、「第二の矢」である「子育て支援」策の中では次のように述べられていた³。

教育再生の主役は、「子どもたち」であります。

同じ子どもは、一人として、いません。個性はそれぞれ違います。社会の価値観も多様化しています。そうした時代にあって、教育制度の複線化は不可欠です。

いじめや発達障害など、様々な事情で学校に通えない子どもたちには、フリースクールなど多様な場で、自信を持って学んでいけるような環境を整えます。

さらに10月7日には第三次安倍内閣の発足で、「一億総活躍社会」が提唱された。2016年6月2日の閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」では以下のように述べられている。

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(2) すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

すべての子供が夢に向かって頑張ることができる社会をつくらなければならない。未来を担う子供たちへの投資を拡大し、格差が固定化せず、誰にもチャンスがある一億総活躍社会を創っていく。

(課題を抱えた子供たちへの学びの機会の提供)

特別な配慮を必要とする児童生徒のための学校指導体制の確保、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能の強化に取り組む。

いじめや発達障害など様々な事情で不登校となっている子供が、自信を持って学んでいけるよう、フリースクール等の学校外で学ぶ子供への支援を行い、夜間中学の設置促進等を図る。

経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援するため、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成31年度(2019年度)までに全中学校区の約半分に当たる5000か所に拡充し、高校生への支援も実施する。

同時にこの内閣では文部科学大臣に馳浩氏が任命された。フリースクールが政権の基本政策の中にも位置付き、中心メンバーが文部科学大臣に就任したことで、法案の成立の条件は整ったように思われた。

しかしその後法案の調整は難航した。特に、フリースクールや家庭教育で学習する子どもの「個別指導計画」作成をめぐる議論が行われたのであった。

③ 「多様な機会確保法案」(「フリースクール法案」)から「教育機会確保法案」(「不登校対策法案」)へ

2015年12月22日に合同議連の座長が馳氏から丹羽秀樹氏(衆議院議員、前文部科学副大臣)に交代、下村前文部科学大臣が顧問に就任した。

翌2016年2月2日の合同議連総会に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(仮称)骨子(座長試案)」が提出され、3月11日に逐条案が提示された。ここでは「個別指導計画」がすべて削除され、フリースクールなどを学びの場として位置づける内容がなくなっていた。

ただこれでも議連ではまとまらず、各党への持ち帰りとなったが、4月28日の総会で自民、公明、民進、大阪維新の会の賛成で了承された。(共産、社民は反対した。)

5月10日に衆議院(第190国会)に上程されたが、その後実質的な審議はされないまま国会閉幕となり、継続審議となっている。

2 法案の内容について

① 「オルタナティブ教育法案」

「オルタナティブ教育法案」には2011年2月のVer.1と2012年2月のVer.2がある。いずれも「骨子案」であって、完全な条文の体裁を取ってはいない。(冒頭の「趣旨」と骨子については、両者で変更はない。)

2011年のVer.1では、法の趣旨として以下のように述べられている。

多様な個性と学習ニーズを持つ子ども、若者が存在する現代日本において、学校教育以外の様々なオルタナティブ教育が子どもの学ぶ権利、教育を受ける権利を保障する場として、公的保障のもとで国民が活用できる教育制度として位置づけることが、教育の機会均等を実現する上でも必要です。この新しい制度による教育は、憲法で言う、普通教育を受けさせる義務すなわち親の教育義務を果たすものとしても位置づけられるべきです。

そのためには、学校教育法しかない現状を変え、オルタナティブ教育法を新規に制定し、法律の根拠をもって、そこで学ぶ子どもたちとその家庭が学校教育と同様に保障される必要があります。多様な個性と学習ニーズを持つ子ども、若者が存在する現代日本において、学校教育以外の様々なオルタナティブ教育が子どもの学ぶ権利、教育を受ける権利を保障する場として、公的保障のもとで国民が活用できる教育制度として位置づけることが、教育の機会均等を実現する上でも必要です。この新しい制度による教育は、憲法で言う、普通教育を受けさせる義務すなわち親の教育義務を果たすものとしても位置づけられるべきです。

「オルタナティブ教育法案（骨子）」の内容は以下の通りである。

1. 目的

この法律は、子どもの個性を尊重し、多様な学習のニーズに応じて、学校教育法に定める学校以外の「普通教育」のための学習の場を公教育として位置づけ、オルタナティブ教育の促進を図ることを通して、子どもの学ぶ権利を保障することを目的とする。

2. オルタナティブ教育の定義

この法律でいうオルタナティブ教育とは、学校教育法の規定によらない独自の学習課程を有する普通教育をいう。

3. オルタナティブ教育により教育を受ける権利

子どもは、オルタナティブ教育によっても、教育を受ける権利を持つ。

4. オルタナティブ教育における「普通教育を受けさせる義務」

保護者（子に対して親権を行う者〔親権を行う者のないときは、未成年後見人〕をいう。以下同じ。）は、子に9年の普通教育を受けさせる義務を、オルタナティブ教育によっても果たすことができる。親の教育権は尊重される。

5. 義務教育としてのオルタナティブ教育の実施

義務教育としての普通教育は、オルタナティブ教育を実施する機関においても実施できるものとする。義務教育の目的については、教育基本法に基づく。義務教育年限、普通教育を受けさせる義務、普通教育を受けさせる義務の猶予・免除、経済的就学困難への援助義務、学齢児童・生徒の使用上の義務については、学校教育法と同じとする。

6. オルタナティブ教育の実施機関および登録オルタナティブ教育機関

この法律で言うオルタナティブ教育機関とは、学校教育以外のオルタナティブな教育を実施する場を言う。そのうち、公教育としてこの法律に基づいて登録されたものを「登録オルタナティブ教育機関」と呼ぶ。

(1) 登録オルタナティブ教育機関の範囲

登録オルタナティブ教育機関の範囲は、「普通教育」である初等教育、中等教育を実施するところとする。学校教育法で言う幼稚園に相当する幼児教育、大学および大学院に相当する高等教育、高等専門学校および専修学校等の専門教育等は除く。ただし、将来的には検討の対象とする。

(2) 登録オルタナティブ教育機関の設置および実施

オルタナティブ教育機関を登録して実施できる者は、次の者とする。

① 登録できる団体

ア) NPO法人等の公益法人（学校法人は当面は除く）

イ) 地方公共団体（アへの事業委託を含む）

② 登録できる家庭

ア) 保護者

(3) 登録オルタナティブ教育機関の登録

オルタナティブ教育機関を登録して実施する場合には、この法律に基づき登録を行うものとする。登録要件は公に策定する。

① 登録要件の策定

登録の要件の策定にあたって、国は登録要件策定委員会を設けて検討し、広く公の意見及び子どもの意見も聴取する。登録要件策定委員会の構成は、教育関係者、オルタナティブ教育実践者、保護者、オルタナティブ教育経験者、オルタナティブ教育研究者、子どもの権利に詳しい弁護士、その他子どもに関わる専門家、有識者で構成する。

② 登録要件

登録要件については、子どもの学習権の保障、教育機関の民主的な運営、子どもの人権保障等を踏まえたものとし、以下の項目について定める。登録する者が保護者の場合の要件については、親の教育権を尊重し、簡易なものとする。

（団体・家庭共通の登録事項）

ア) 設置者または実施する保護者に関すること

イ) 教育機関に関すること

a) 教育の方針や特長に関すること

- 子どもを尊重した教育理念であること
- 矯正・訓練ではないこと
- 子どもの学習ニーズに応じること

b) 学習内容に関すること

- 開設または実施日数、学習課程や方法等について
- c) 子どもの人権保障、虐待防止等に関すること
 - 体罰を禁止し、虐待を行わないこと
 - 子どもの意思確認や意見表明の機会を確保していること
 - 子どもの権利の啓発・普及を行うこと
- (団体の登録事項)
- d) 子どもの人数に関すること
- e) 代表者に関すること
- f) 人的環境に関すること
- g) 物的環境に関すること
- h) 運営に関すること
 - 子ども、保護者、スタッフの参加・参画による民主的な方法とすること
 - 子どもの学習ニーズに応じた教育活動を実現するため、子どもの意見表明・参加の尊重とその機会を確保すること
- i) 監査に関すること
 - 運営および会計を監査するための監査機能をもっていること
- j) 就学に関すること
 - 入学、退学、転学について

③ 登録手続

オルタナティブ教育機関を登録して実施する場合には、団体および地方公共団体は国に申請する。保護者は市区町村に申請する。

④ 審査委員会

国は、団体が設置するオルタナティブ教育機関の登録にあたって、登録要件を審査する。審査委員会の構成は、教育関係者、オルタナティブ教育機関関係者、保護者、オルタナティブ教育経験者、オルタナティブ教育研究者、子どもの権利に詳しい弁護士、その他子どもに関わる専門家、有識者で構成する。保護者の登録については、市区町村は審査委員会を設置しない。

(4) 登録オルタナティブ教育機関の管理運営

① 経費の負担

登録オルタナティブ教育機関の設置者または実施する保護者は、法令に特別の定のある場合を除いては、その設置する教育機関の経費を負担する。

② 授業料の徴収

登録オルタナティブ教育機関においては、授業料を徴収することができる。ただし、地方公共団体が設置する施設における義務教育については、これを徴収することができない。

③ 管理運営、登録の継続・廃止

登録オルタナティブ教育機関の設置者または実施する保護者（ホームエデュケーション）は、毎年度以下を届け出て更新する。年度内に変更が生じたときは、その都度届け出る。廃止する場合は廃止の届け出をする。

ア) 学習内容に関する事項…学習計画書、学習報告書

イ) 実施者および実施内容に関する事項…子どもの人数、代表者、人的環境物的環境、事業計画書および予算書、事業報告書および決算書、交付金に関する事項。ただし、実施者が保護者の場合は簡易なものとする。

④ 安全健康保持の増進

子どもおよびスタッフの健康診断の実施、その他安全保健に必要な措置を講じる。

(5) 登録オルタナティブ教育機関の登録の取消

国および市区町村は、登録オルタナティブ教育機関がオルタナティブ教育法の規定に違反した場合においては、その登録を取り消すことができる。その場合、あらかじめ、当該オルタナティブ教育機関に弁明の機会を与え、国においては審査委員会で慎重に検討しなければならないこととする。登録の取消については、不服申し立てをすることができるようにする。

(6) 登録オルタナティブ初等教育機関

登録オルタナティブ教育機関のうち、初等教育を実施する機関の目的、目標、修業年限については、学校教育法に定める小学校についての規定を準用する。子どもが登録オルタナティブ初等教育機関から小学校または特別支援学校小学部へ異動する場合は、子どもと保護者の意思に基づいて、学齢に対応して自由にできるものとする。

(7) 登録オルタナティブ前期中等教育機関

登録オルタナティブ教育機関のうち、前期中等教育を実施する機関の目的、目標、修業年限については、学校教育法に定める中学校についての規定を準用する。子どもが登録オルタナティブ前期中等教育機関から中学校または特別支援学校中学部へ異動する場合は、子どもと保護者の意思に基づいて、学齢に対応して自由にできるものとし、中等教育学校前期課程へ異動する場合は学校教育法の定めるところによる。登録オルタナティブ前期中等教育機関の学習課程を修了した者には、高等学校および高等専門学校ならびに専修学校の高等課程への入学資格を付与する。

(8) 登録オルタナティブ後期中等教育機関

登録オルタナティブ教育機関のうち、後期中等教育を実施する機関の目的、目標、修業年限、入学資格については、学校教育法に定める高等学校についての規定を準用する。子どもが登録オルタナティブ後期中等教育機関から高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部へ異動する場合は、学校教育法の定めるところによる。登録オルタナティブ後期中等教育機関の学習課程を修了した者には、大学および専修学校の専門課程への入学資格を付与することができる。

7. オルタナティブ教育センターの設置

国および地方公共団体は、オルタナティブ教育を推進し公的支援を実施するため、またオルタナティブ教育機関の登録および助言、支援の窓口の機関としてオルタナティブ教育センターを設置する。

① 国が設置するオルタナティブ教育センター

オルタナティブ教育機関のうち、家庭以外を担当する。

- ② 市区町村が設置するオルタナティブ教育センター
オルタナティブ教育機関のうち、家庭を担当する。
- ③ オルタナティブ教育センターが実施する公的支援
 - ア) オルタナティブ教育機関への助言・アドバイス、情報提供
 - イ) 教育資源（施設・備品）の提供
 - ウ) オルタナティブ教育コーディネーターの配置および養成
 - エ) 公的に設置される学習権オンブズパーソンの周知
 - オ) オルタナティブ教育に関する調査・研究・普及
 - カ) 登録オルタナティブ教育機関に対する助成金の交付

8. オルタナティブ教育機関への公費助成

国および地方公共団体は、オルタナティブ教育機関の公の性質および教育において果たす重要な役割にかんがみ、登録オルタナティブ教育機関の設置実施者に対し、オルタナティブ教育に関し、その自主性を尊重しつつ、運営費の一割合または一定額を補助し、その振興を図る。また、税制等の優遇措置を講じる。

9. オルタナティブ教育の質の確保

- (1) 登録オルタナティブ教育機関は、子どもの個性尊重と権利保障にもとづいた適切な学習内容および学習環境を維持する。
- (2) 国および地方公共団体は、オルタナティブ教育センター等を通じてオルタナティブ教育機関に対して適切な助言や支援を行う。
- (3) 国および地方公共団体は、学習権オンブズパーソンを設置するとともに、オルタナティブ教育機関関係者による質の確保への取り組みに協力する。

10. 国及び地方公共団体の責務

- (1) 国および地方公共団体は、子どもおよび保護者に、オルタナティブ教育に関する十分な情報を提供する。
- (2) 国および地方公共団体は、義務教育において、オルタナティブ教育と学校教育との間に格差や差別が生じないように策を講じる。
- (3) 国および地方公共団体は、オルタナティブ教育の推進に努めなければならない。そのためにオルタナティブ教育に関する施策を総合的に策定し、オルタナティブ教育の実施、普及、発展のために必要な予算を確保する。
- (4) 国はオルタナティブ教育を推進するため、オルタナティブ教育推進会議を設置する。会議の構成は、教育関係者、オルタナティブ教育機関関係者、保護者、オルタナティブ教育経験者、オルタナティブ教育研究者、子どもの権利に詳しい弁護士、その他子どもに関わる専門家、諸外国のオルタナティブ教育実践者や専門家、有識者で構成する。

この骨子案では、「オルタナティブ教育」とは「学校教育法の規定によらない独自の学習課程を有する普通教育」であり、「子どもはオルタナティブ教育によっても学習する権利を有する」と謳われ、そしてオルタナティブ教育を行う機関（家庭を含む）はこの法律によって登録するものとされ（「登録オルタナティブ教育機関」）、教育機関への公費助成・税制優遇が定められている。またオルタナティブ教育機関を支えるオルタナティブ教育センターや「学習権オンブズパーソン」（これは教育全体に対して独立して置かれるものと説明されている）が提案されている。

② 子どもの多様な学びの機会を保障する法律案（「多様な学び保障法案」）

この法案は2012年10月8日、「（仮称）オルタナティブ教育法を実現する会」が改称された「多様な学び保障法を実現する会」の第2回総会で採択された。その後2013年2月10日第5回JDEC日本フリースクール大会で改訂版が提示された。内容的には「オルタナティブ教育法案」の改訂版に相当すると言える。

2012年10月8日の骨子案の内容と、2013年2月10日の骨子案改訂版の変更点は以下の通りである。（→の後が2月10日の改訂版。→のない場合は変更なし。変更があったのは2-①、3、5、8-③、12、14、15である。）

1. 目的

この法律は、子どもが、その個性を尊重され、一人ひとりそれぞれの学習のニーズに応じて、多様な学びの場を選択できるようにし、普通教育の機会の確保と環境を整備し、基本的人権としての子どもの学ぶ権利を保障することを目的とする。

2. 子どもの基本的人権としての学ぶ権利の保障

① 子どもは、その人格の完成を目指し健康で文化的な生活を営むために、基本的人権としての学びを十分に奨励され、支援され、および保障され、自分に合った学びの場と方法を選ぶ権利を持つ。

→

① 子どもは、基本的人権としての学びを十分に奨励され、支援され、および保障され、自分に合った学びの場と方法を選ぶ権利を持つ。

② 子どもは、一人ひとりそれぞれの個性や学びのニーズに応じた、適切かつ最善な教育の機会および環境を享受する権利を持つ。

③ 子どもは、9年間の普通教育を受ける権利を持つ。

3. 多様な学びの選択の保障

① 保護者、市民、国および地方公共団体は、前条を保障するための支援体制をつくる。

② 子どもは、それぞれの学習ニーズに応じて、「学校教育法第一条に定める学校以外の、家庭を含む多様な学びの場」（以下「多様な学びの場」という）で、2-③を行使することができる。

③ 保護者は、子どもを、子どもが選択した「学びの場」で学ばせることによって2-③の義務を果たすことができる。

④ ②③の場合、保護者は市町村に届け出ることとする。

⑤ 保護者は③の届出を行うにあたり、その子どもの意思を尊重し、学習方針や学習内容に関する子ども自身の意見を付記して届け出るものとする。

→

3. 多様な学びの選択保障

① 子どもは、それぞれの学習ニーズに応じて、「学校教育法第一条に定める学校以外の家庭を含む多様な学びの場」（以下「多様な学びの場」という）で、普通教育を受けることができる。国および地方公共団体は、前条を保障するための支援体制をつくる。

② 保護者は、子どもが「多様な学びの場」での学びを選択した場合、普通教育が十分に行える機会および環境を整える責任を負う。

③ 保護者は、子どもを、「多様な学びの場」で学ばせることによって普通教育を受けさせる義務を果たすことができる。

④ 子どもが「多様な学びの場」で普通教育を受ける場合、保護者は市町村に届け出る。

⑤ 保護者は④の届出を行うにあたり、その子どもの意思を尊重し、学習方針や学習内容に関する子ども自身の意見を付記して届け出る。

⑥ 国および地方公共団体は、子どもの学ぶ権利を保障するための支援体制をつくる。

4. 学習支援金の給付

① 市町村は、6歳以上の子どもが「多様な学びの場」で学ぶ場合、その保護者に学習支援金（前期）を9年間給付する。ただし、小学校および中学校に就学している期間は給付しない。

② 都道府県は、子どもが前項の給付を受けて学んだのち、または小学校および中学校で学んだのち、ひきつづき「多様な学びの場」で学ぶ場合に、その保護者に学習支援金（後期）を3年間給付する。ただし、高校無償化の対象となっている学校等に就学している期間は給付しない。

③ 「多様な学びの場」のうち、登録を受けた学習機関は、保護者に代わって学習支援金を受領し、その学習機関の授業料に充てることができる。

5. 学びの支援体制

① 国は、子どもが「多様な学びの場」で学ぶための支援のあり方について、「多様な学びの場」の関係者が自主的に支援していくことを尊重した大綱を示す。

※関係者とは、「多様な学びの場」の実践者、経験者、保護者、研究者、専門家等

② 国は、全国レベルの学習支援センターをつくり、その運営を「多様な学びの場」の関係者でつくる全国レベルの支援組織（協会のようなもの）が担う。

④ 地方公共団体は、地域レベルの学習支援センターをつくり、その運営を「多様な学びの場」の関係者による地域レベルの支援組織（民間機関・NPO等）が担う。

→

5. 学びの支援体制

- ① 「多様な学びの場」を支援する体制に関する指針（大綱）を示すため、国は、指針（大綱）を検討する会議を設置する。
- ② ①の会議は、「多様な学びの場」の関係者（実践者、経験者、保護者、研究者専門家等）で構成する。
- ③ 「多様な学びの場」への支援は、「多様な学びの場」の関係者が自主的に支援することを基本とする。このため、国は、「多様な学びの場」を支援し推進する全国レベルのセンターとして、「多様な学びの場」の関係者によって設立される団体（「(仮称)多様な学び支援推進機構」）を指定する。
- ④ 地方公共団体は、地域レベルの学習支援センターをつくる。

6. 学びの場の登録

- ① 学習機関は、学習支援金を代理受領するときは、都道府県に登録する。
- ② 登録の要件は、学習機関において経理管理ができる組織運営体制が整備されているかどうかとし、その他の登録内容や手続は別に定める（末尾に案を掲載）。なお、学習機関の学習支援の内容は登録要件としない。
- ③ 登録を申請できる学習機関は、次のものとする。
 - (ア) NPO法人等の公益法人（学校教育法的一条校設置の学校法人は当面除く）
 - (イ) 地方公共団体（(ア)への事業委託を含む）
- ④ 登録申請を受けた都道府県は、要件を満たしている場合は登録を行う。

7. 登録の範囲

登録の範囲は、普通教育を実施する「多様な学びの場」とするが、学校教育法で言う幼稚園に相当する幼児教育、大学および大学院に相当する高等教育、高等専門学校および専修学校等の専門教育等も将来的には検討の対象とする。

8. 登録学習機関の管理運営

① 経費の負担

登録学習機関は、法令に特別の定めをする場合を除いては、その経費を負担する。

② 授業料の徴収

登録学習機関においては、授業料を徴収することができ、代理受領した学習支援金をその一部に充てることができる。ただし、地方公共団体が設置する機関における義務教育については、これを徴収することができない。

③ 管理運営、登録の継続・廃止

登録学習機関は、毎年度、登録内容を更新し、学習支援金の代理受領に関して報告をする。登録の廃止を希望する場合は、廃止願いの届け出をする。

→

登録学習機関は、毎年度、登録内容を更新し、学習支援金の代理受領と経理に関して報告をする。登録の廃止を希望する場合は、廃止願いの届け出をする。

④ 健康保持の増進、安全確保

登録学習機関は、子どもおよびスタッフの健康診断等の健康保持増進や安全確保に努め、国及び地方公共団体は登録学習機関の実態に即した必要な措置を講じる。

9. 登録の取消

都道府県は、登録学習機関が登録要件を満たさない状況が生じた場合や管理運営上の報告がない場合は、学習支援センターが改善のための支援を充分に行い、それでもなお改善が見られない場合は、その登録を取り消すことができる。取り消す場合は、あらかじめ、登録学習機関に説明の機会を与えなければならない。登録の取消については、不服申し立てをすることができるようにする。

10. 履歴証明

「多様な学びの場」は、子どもが学習した内容を証明する履歴証明書⁴を発行することができる。

11. 学校教育等との関係

- ① 国および地方公共団体は、「多様な学びの場」と学校教育との相互乗り替えができるよう、制度や環境を整備する。特に、子どもや保護者の意思が尊重されるようにする。
- ② 「多様な学びの場」で学んだ子どもは、中学校または高等学校への入学資格を付与されるよう国は必要な措置を講じる⁵。

12. 学習支援センターの役割

国および地方公共団体がつくるそれぞれの学習支援センターは、相互に連携しながら、「多様な学びの場」の自主性を尊重しつつ、次の役割を担う。

→

地方公共団体がつくる学習支援センターは、「多様な学びの場」の自主性を尊重しつつ、「(仮称)多様な学び支援推進機構」と連携しながら、次の役割を担う。

- (ア) 「多様な学びの場」で学ぶ子どもの状況把握
- (イ) 「多様な学びの場」への助言・アドバイス、情報提供
- (ウ) 学びのための資源（施設・備品・情報）の提供
- (エ) 学習支援コーディネーターの配置および養成
- (オ) 公的に設置される学習権オンブズパーソンの周知
- (カ) 「多様な学び」に関する調査・研究・普及
- (キ) その他、大綱に基づく必要な支援

13. 「多様な学びの場」を支援する学習支援補助金の創設（公費助成）と優遇

- ① 国および地方公共団体は、登録学習機関の公の性質および普通教育において果たす重要な役割にかんがみ、登録学習機関に対し、その自主性を尊重しつつ、運営費の一定割合または一定額を補助し、その振興を図る。

- ② 税制等の優遇措置を講じる。

14. 「多様な学びの場」による学習支援の質の確保

- ① 「多様な学びの場」は、子どもの個性や子どもの権利にもとづいた適切な学びの支援および学ぶ環境の維持に努める。スタッフの養成や研修の体制をつくる。
- ② 学習支援センターは、登録学習機関およびホームエデュケーション家庭における子どもの状況を適宜、把握する。
- ③ 地方公共団体は、学習権オンブズパーソンを設置し、「多様な学びの場」による学びの支援が子どもの学ぶ権利を保障できるようになるよう、「質の確保」に協力する。

→

14. 「多様な学びの場」による学習支援の質の確保

- ① 「多様な学びの場」は、子どもの個性や子どもの権利にもとづいた適切な学びの支援および学ぶ環境の維持に努める。スタッフの養成や研修の体制をつくる。
- ② 学習支援センターは、登録学習機関および登録家庭における子どもの状況を適宜、把握に努め、質の確保を図る。
- ③ 地方公共団体は、この法律とは別に定める学習権オンブズパーソンを設置し、「多様な学びの場」による学びの支援の質の確保の取り組みに協力する。
- ④ 支援推進機構は、「多様な学びの場」による学習支援の質の確保・向上を図る。

15. 国および地方公共団体の責務

- ① 国および地方公共団体は、「多様な学びの場」における子どもの学びを支援し、多様な学びを選択する機会を確保し、その環境を整備する責務がある。
- ② 国および地方公共団体は、学習支援センターを通じて、子どもおよび保護者に、学校教育以外の学びや学びの場に関する十分な情報を提供する。
- ③ 国および地方公共団体は、「多様な学びの場」による学びが、学校教育との間に格差や差別が生じないよう策を講じる。
- ④ 国および地方公共団体は、「多様な学びの場」での学びの機会を確保し、環境を整備し、多様な学びの普及、発展のために必要な予算を確保する。
- ⑤ 国または地方公共団体は、全国レベルの支援組織や地域レベルの支援組織の運営を財政的にも支援する。

→

15. 国および地方公共団体の責務

- ① 国および地方公共団体は、「多様な学びの場」における子どもの学びを支援し、多様な学びを選択する機会を確保し、その環境を整備する責務がある。
- ② 国および地方公共団体は、「(仮称)多様な学び支援推進機構」や学習支援センターを通じて、子どもおよび保護者に、学校教育以外の学びや学びの場に関する十分な情報を提供する。
- ③ 国および地方公共団体は、「多様な学びの場」による学ぶことが、学校教育で学ぶこととの間に格差や差別が生じないよう策を講じる。

- ④ 国および地方公共団体は、多様な学びの普及、発展のために必要な予算を確保する。
- ⑤ 国および地方公共団体は、支援機構や学習支援センターの運営を財政的にも支援する。

「6. 学びの場の登録」における登録内容の一案（略）

先述のように「多様な学び保障法案」は「オルタナティブ教育法案」の改訂版に相当するが、目的としては、「オルタナティブ教育を制度として位置づける」ことよりも「すべての子どもの学習権を保障する」ことに重点が置かれたものとなっている。

実際の制度構築のあり方は基本的に変わってはいないが、保護者に対して「学習支援金」の給付が提案されている部分が新しい。（教育機関への公的補助や税制優遇も掲げられている。）そして学習支援金を教育機関が代理受領する場合に、機関が登録をするという形になっている⁶。さらに学習の「履歴証明書」発行についても触れられている。

また2012年10月8日版から2013年2月10日版への変更としては、「多様な学びの場」登録教育機関を支える組織として、国レベルの「(仮称)多様な学び支援推進機構」と地方公共団体レベルの「学習支援センター」という二層の仕組みが明確化されていることが挙げられる。

この法律案は2014年7月6日の「多様な学び保障法を実現する会」第4回総会で最終骨子案が提出された（骨子本文の内容は2013年2月と同一である）が、先述のようにこの少し前に議員連盟が発足（再開）し、状況は大きく変わっていく。

③ 義務教育の段階における普通教育の多様な機会の確保に関する法律案

2015年8月11日の「フリースクール等議員連盟総会」において、多様な教育機会保障（仮称）法の条文案が「未定稿 義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案」として発表された。

本文は以下の通りである。

【未定稿】義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 基本指針（第六条）
- 第三章 多様な教育機会の確保に関する施策（第七条—第十一条）
- 第四章 個別学習計画（第十二条—第十八条）
- 第五章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第十九条・第二十条）
- 第六章 雑則（第二十一条）
- 附則

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び児童の権利に関する条約

等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、義務教育の段階に相当する普通教育を十分に受けていない者に対する当該普通教育の多様な機会の確保（以下「多様な教育機会の確保」という。）に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、多様な教育機会の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

第二条（基本理念）

多様な教育機会の確保に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 義務教育の段階に相当する普通教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が十分に確保されるようにすること。
- 二 その教育を受ける者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎的な能力が培われ、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 三 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

第三条（国の責務）

国は、前条の基本理念にのっとり、多様な教育機会の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第四条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、多様な教育機会の確保に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条（財政上の措置等）

国及び地方公共団体は、多様な教育機会の確保に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第六条

文部科学大臣は、多様な教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条及び第十二条第三項第三号において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 多様な教育機会の確保に関する基本的事項
- 二 第十二条第一項に規定する個別学習計画の認定及び第十四条に規定する学習活動に対する支援等に関する事項
- 三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）における就学の機会の提供その他の必要な措置に関する事項

四 その他多様な教育機会の確保のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 文部科学大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び多様な教育機会の確保に資する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 多様な教育機会の確保に関する施策

第七条（調査研究等）

国は、義務教育の段階に相当する普通教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、相当の期間学校を欠席していると認められる学齢児童又は学齢生徒（学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）であって文部科学省令で定める特別の事情を有するため就学困難なものの学習活動に対する支援の方法及び学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。第十九条及び第二十条第二項第三号において同じ。）であって就学の機会の提供を希望するものに対する教育の内容に関する調査研究並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

第八条（国民の理解の増進）

国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、多様な教育機会の確保に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第九条（人材の確保等）

国及び地方公共団体は、多様な教育機会の確保を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、多様な教育機会の確保に係る職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第十条（教育に係る環境の整備）

国及び地方公共団体は、適切な教材等の提供及び学校その他の教育施設の提供その他の多様な教育機会の確保を図るために必要な環境の整備を促進するよう努めるものとする。

第十一条（相談体制の整備等）

国及び地方公共団体は、義務教育の段階に相当する普通教育を十分に受けていない者及びその家族からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第四章 個別学習計画

第十二条（個別学習計画の認定）

相当の期間学校を欠席している学齢児童又は学齢生徒であって文部科学省令で定める特別の事情を有するため就学困難なものの保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）は、文部科学省令で定めるところにより、当該学齢児童又は学齢生徒の学習活動に関する計画（以下「個別学習計画」という。）を作成し、その居住地の市町村（特別区を含む。以下同

じ。)の教育委員会に提出して、その個別学習計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 個別学習計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 学齢児童又は学齢生徒及びその保護者の氏名並びに当該学齢児童又は学齢生徒の学習及び生活の状況に関する事項
- 二 学習活動の目標
- 三 学習活動の内容及びその実施方法に関する事項
- 四 当該学齢児童又は学齢生徒の保護者以外の者が個別学習計画に従った学習に対する支援を行う場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該支援を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ロ 当該支援の内容及び実施方法に関する事項
 - ハ 当該保護者との連携に関する事項
- 五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る個別学習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該個別学習計画に係る学齢児童又は学齢生徒が相当の期間学校を欠席しており、かつ前項第一号に掲げる事項が第一項に規定する特別の事情に該当すること。
- 二 文部科学省令で定める事項を勘案して、当該学齢児童又は学齢生徒が学校に在籍しないで前項第三号に掲げる事項に従った学習活動を行うことが適当であると認められること。
- 三 前項各号に掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。
- 四 前号に定めるもののほか、当該学齢児童又は学齢生徒の発達段階及び特性に応じつつ学校教育法第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう定められていることその他の文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

4 市町村の教育委員会は、第一項の認定（第十五条第二項の規定による認定の取消しを含む。）を行おうとするときは、教育学、心理学、児童の福祉等に関する専門的知識を有する者の意見を聴くほか、必要に応じ、相当の期間学校を欠席している学齢児童若しくは学齢生徒の学習活動に対する支援に係る実務の経験を有する者の意見を聴くものとする。

第十三条（個別学習計画の変更）

前条第一項の認定を受けた保護者は、個別学習計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市町村の教育委員会の認定を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定について準用する。

第十四条（支援）

市町村の教育委員会は、個別学習計画の作成及び当該個別学習計画に従った学習活動を支援するため、学校関係者、第十二条第四項に規定する専門的知識を有する者、学習活動に対する支援に係る実務の経験を有する者その他の関係者との間において必要な協力体制を整備するものとする。

2 市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、第十二条第一項の認定に係る個別学習計画（前条の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下

「認定個別学習計画」という。)に係る学齢児童又は学齢生徒の学習活動の実施状況及び心身の状況を継続的に把握するとともに、当該学齢児童又は学齢生徒及びその保護者に対し、認定個別学習計画に従った学習活動に関する必要な助言、指導その他の支援を行うものとする。

第十五条 (勧告)

市町村の教育委員会は、認定個別学習計画に係る学齢児童又は学齢生徒の学習活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して、当該学習活動の実施の方法の改善、当該認定個別学習計画の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかったときは、市町村の教育委員会は、第十二条第一項の規定による認定を取り消すことができる。

第十六条 (報告の徴収)

市町村の教育委員会は、第十二条第一項の認定を受けた保護者に対し、認定個別学習計画の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 (学校教育法の特例)

第十二条第一項の認定を受けている保護者は、学校教育法第十七条第一項又は第二項の義務を履行しているものとみなす。

第十八条 (修了の認定)

市町村の教育委員会は、認定個別学習計画に係る学齢生徒が当該認定個別学習計画に従った学習活動の実施により義務教育を修了したと認めるに当たっては、当該学齢生徒の学習の状況を総合的に評価して、これを行わなければならない。

2 市町村の教育委員会は、認定個別学習計画に従った学習活動の実施により義務教育を修了した者には、修了証書を授与するものとする。

第五章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

第十九条 (就学の機会の提供)

地方公共団体は、学齢期を経過した者であって、学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置(次条において「就学機会提供措置」という。)を講ずるものとする。

第二十条 (協議会)【調整中】

都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、就学機会提供措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 都道府県の知事及び教育委員会
- 二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会
- 三 学齢期を経過した者であって就学の機会の提供を希望するものに対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第六章 雑則

第二十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。【調整中】
- 2 (検討) 政府は、速やかに、多様な教育機会の確保のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 (経過措置) 文部科学大臣は、この法律の施行前においても、第六条第一項から第三項までの規定の例により、多様な教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。
- 4 文部科学大臣は、前項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 附則第三項の規定により定められた多様な教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針は、この法律の施行の日において第六条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。
- 6 前三項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

この8月11日の案に対して意見が出され、9月1日付の案では主に以下の修正があった。

- ・ 第十条に通信（ICT）による教材提供を追加する。

第十条国及び地方公共団体は、第七条に規定する特別の事情を有するため就学困難な学齢生徒（第十二条第一項の認定に係る個別学習計画に従った学習活動を行う者を除く。）及び義務教育の段階に相当する普通教育を十分に受けていない者であって学齢期を経過したもの（第十九条に規定する夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供を受けている者を除く。）が学校教育法に規定する中学校を卒業した者と同等以上の学力の修得ができるよう、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他のこれらの者の個別の状況に応じた学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、多様な教育機会の確保を図るため、適切な教材等の提供、学校その他の教育施設の提供その他の学習に係る環境の整備を促進するよう務めるものとする。

- ・ 個別学習計画の認定の条件として掲げられていた「学校教育第二十一条各号に定められている目標を達成するよう定められている」（第十二条3四）がやや緩い表現となった。（学校教育法第二十一条は「義務教育の目標」を規定している。）

第十二条3四 前号に定めるもののほか、学校教育法第二十一条各号に掲げる目標を踏まえ、当該学齢児童又は学齢生徒の発達段階及び特性に応じて定められていることその他の文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

・ 附則に3年以内の見直し規定が加えられた。

以上見てきたように、この法案は議員連盟が主体となって作成したものであり、オルタナティブ教育法案や多様な学び保障法案を直接受け継ぐものではない。学校教育以外の学びの場を制度上明確化するという内容は直接的には明示されていない。

ただ「個別学習計画」を保護者が作成し教育委員会の認定を受けることで、就学義務を果たしているとみなすという形によって、学校以外での学びを認めようとするものと言える。これまでの法案の流れから見れば、「登録教育機関」の考えを引き継いでおり、教育機関ではなく保護者が作成する計画を行政が認定する形式となっている。

しかし個別学習計画の作成は任意であり義務ではないため、この計画を作成しない場合の扱いはどうなるのか、これを実際に誰がどのように作成するのかということなどが課題として残されていた。また第十二条3二で「(学校に) 在籍しないで」と述べられているように、学籍はどうなるのか、修了認定は具体的にどうするのかという問題もあった。

結局、2015年末に議員連盟の代表などの交代があり、法案は改めて検討されることとなった。

④ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

2016年2月2日の合同議連総会に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(仮称) 骨子(座長試案)」が提出され、3月11日に逐条案が提示された。先に述べたようにここでは「個別学習計画」に関する規定がすべて削除され、フリースクールなどを学びの場として制度的に位置づける内容ではなく、あくまでも行政などが支援するというものになった。この案をもとに、5月10日に衆議院に法案が提出されたのであった。

以下は国会に提出された法律案と、3月11日の案からの変更点である。(内容上の変更・追加については下線を施し、3月11日案の文言を【 】で示す、もしくは【 】内に変更の内容を記す。内容に関わらない表記・表現上の変更については触れない。)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本指針(第七条)

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第八条—第十三条)

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第十四条・第十五条)

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策(第十六条—第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。
 - 二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
 - 三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。
 - 四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。
- 【等をいう】

【二の「児童生徒」の項目が追加され、順序が変更されている。】

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況【不登校児童生徒の個別の状況】に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育【普通教育】を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の

相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育機会の確保等に関する基本的事項

二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員【教職員】との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組【指導】、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況【児童生徒の個別の状況】に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、【学校において】不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関

係者【相互】間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。
(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況【学習活動】等の継続的な把握)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況【心身の状況】を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な【多様な】学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動【応じた適切な学習活動】が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者(その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。)【この部分なし】であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 都道府県の知事及び教育委員会
- 二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会
- 三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及

び当該市町村が必要と認める者

- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策

(調査研究等)

第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員【教職員】その他の教育機会の確保等に携わる者【(以下この条において「教職員等」という。)】の養成及び研修の充実を通じたこれらの者【教職員等】の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員【教職員】の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教材の提供その他の学習の支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討

を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

3 何が問われているのか 問題の所在

以上、これまでの経緯と、提案された法案の内容を見てきたが、ここで何が問われているのか、問題がどこにあるのかについて考えてみたい。

① オルタナティブ教育の提唱

「オルタナティブ教育」についての議論は1990年代から始まっている。2000年頃からは、国立教育研究所（当時）の菊地英治や永田佳之が教育社会学の立場から実態調査を行っている。

また2008年に亀田徹・PHP総合研究所主任研究員（現・国立教育政策研究所）は「多様な選択肢を認める『教育義務制度』への転換—就学義務の見直しに関する具体的提案—」⁷の中で以下のような主張を展開している。

1. 義務教育段階では、保護者に対し子どもを就学させる義務が課せられている。
2. しかし、不登校のケース、子どもをインターナショナルスクールに通わせるケースなどの実態に対応するため、就学義務制度の見直しが国において進められている。
3. 多様な選択肢を認めるため、学校以外の場で子どもに教育を受けさせることを可能にする制度改革を行うべきである。就学義務ではなくいわば教育義務を保護者に課す。
4. 教育義務への制度改革を行うためには、教育委員会が定期的に子どもの状況をチェックするなどの体制を整備する必要がある。

ここでは「就学義務」から「教育義務」とすることで「多様な選択肢」を認めるべきであり、そのためには子どもの状況をチェックするということが主張されている。

② 「教育機会確保法」への批判

法案への批判は、「不登校・ひきこもりを考える当事者と親の会ネットワーク」（「ネットワーク」）が中心となって行っており、また公教育計画学会も数回にわたる声明を公表している。

「ネットワーク」は、2015年夏以降数回、法案への反対声明などを発表している⁸。

反対の主な論点は以下の通りである。

- 1 子どもが権利の主体となっていない。
- 2 不登校を「子どもの問題行動」としており、学校や制度の問題が見えなくなる。
- 3 学校復帰が前提である。
- 4 不登校の「定義」に問題があると同時に、不登校の子どもの分離、排除、差別につながる。
- 5 「民間の団体」の関与は、公教育の民営化、営利化を進める。

また「個別学習計画」への懸念や、「情報共有」によるプライバシー侵害の恐れも指摘されている。一方公教育計画学会は、2015年6月15日と2016年4月1日に理事会の意見書を発表している。その要点は以下の通りである。

- 1 不登校などの子どもが通う場を別に設けることは、能力主義による教育制度複線化の補完・（障害児をそうでない子どもと分けて教育する）特別支援教育の強化である。
- 2 「児童の権利条約」に言及されているが、国連児童の権利委員会が指摘する学校教育の問題を無視しており、「普通教育」のあり方を再考する契機となっていない。
- 3 「個別学習計画」は学校外の学習機会に対する「管理・統制」強化であり、同時に「休養」にも行政が介入することになる。
- 4 多様な教育機会は、規制緩和・市場化につながる。

1において「特別支援教育の強化」という指摘はやや唐突に感じられるかもしれないが、「発達障害」を特別支援教育の対象とすることによって、特別支援学校や学級に通う児童生徒が増えたという認識の下で、「不登校」についても同様に「特別な教育の対象」とすることで一般の子どもからの分離・隔離が進行するのではないかという問題意識の表れと言える。

③法案推進の立場から

他方、法案推進の立場は、多様な学び保障法を実現する会共同代表の喜多明人早稲田大学教授による「法律案に関する論点別の整理—10の疑問に答える」（2015年9月5日）によって知ることができる。（この内容は反対派からの公開質問状への9月2日付回答と同趣旨である。）

ここで示されている10の論点とその概要は以下の通りである。

- 論点1 なぜこの国会でなければならないのか
 - 法制化にむけての15年の取り組みの成果として
- 論点2 子どもの最善の利益、意見の尊重の理念（法案1・2条）の制度適用
 - 普通教育法制の「2本立て法」にはならなかったけれど……
- 論点3 個別学習計画制度の導入と教育委員会による関与
 - 個別学習計画の条項は、「申請しない自由」が確保されている任意規定であること
- 論点4 教育委員会の形式的な関与と支援機構の整備
 - 国・地方公共団体・教育委員会の義務と支援協力体制の整備について
- 論点5 学校教育法21条の教育目標と多様な学びの実践
 - 文部科学省令（新法の施行規則）で定める基準がポイント
- 論点6 営利企業の参入・競争主義の教育となる懸念
 - 自由競争の歯止めとしての教育委員会の役割
- 論点7 フリースクールなどが、発達障がいの子どもの排除の手段となりうるか？
 - 文部科学省令（新法の施行規則）で定める基準がポイント
- 論点8 多様な学びの場への公的支援
 - 文部科学省令（新法の施行規則）で定める基準がポイント

論点9 二重学籍の解消問題と「修了認定」による差別的な扱いへの対応

— 文部科学省令（新法の施行規則）で定める基準がポイント

論点10 法案成立のよって生じる地方の経済力格差、地域間格差の問題

— 学校至上主義の制度的な壁に風穴をあける

ここでは、

- 1 安倍内閣の政策の一環ではなく、これまでの15年にわたる運動の成果である。
- 2 個別学習計画は任意である。
- 3 NPOや企業が関わること自体に問題はなく、歯止めもある。
- 4 法としては万全ではないとしても、文部科学省令の内容如何である部分が大きく、今後の取り組みが重要である。

という点が主張されている。

④ 何が問われているのか？

1) 「権利の主体」であるとは

法案では第一条で児童の権利条約に則ることが明記されてはいても、実質的にその趣旨が規定されていない、という批判があるのに対して、推進の立場からは、第二条1の「義務教育の段階に相当する普通教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が十分に確保されるようにすること。」と合わせて、基本的な規定はなされていると主張されている。

子どもが「権利の主体」であるということはどういうことなのか。これは児童の権利条約でも議論になった点であるが、子どもの意思や選択権を最大限尊重することと、指導の関係が常に問われなければならないであろう。そして最終的には「自分のことは自分で決める」ことができる実質的な制度・仕組みの構築が必要である。子ども自身による生き方の選択権を認めるということが原則である。

2) 学びの場の多様化

法案で定められている学校になじめない（合わない）子どもがいるとき、そのような子どもたちに合った別の場を設けるのが良いのかどうか、については意見が分かれる。別の場を設けるのが良いという推進派の立場に対して、それは「障害」のある子どもを「特別支援学校」に振り分けるのと同じ発想であり、学校自体の見直しの道を閉ざしてしまう、というのが反対派の主張である。個々の子どものニーズに対応する「多様な学びの場の創設」と、教育制度の複線化・多様化との線引きは難しい。（安倍政権は「教育制度の複線化が必要」であるという文脈でフリースクールなどを推進しようとしている。）

これは1979年の養護学校義務化以来の議論と同一線上にある。当時、「発達保障派」と「共生教育派」との対立の中で展開された議論は、決して過去のものではない。

3) 教育の「民営化」

これと関わって、この法案が教育の民営化・市場化への道をさらに拡大するものであるという批判がある。それに対しては、「民営化反対」というのは「大雑把なくくり方」であり、それによってNPOなどの非営利的市民活動の社会的意義があいまいにされており、企業も一概に排除すべきではない（そのために教育委員会の「認定」が規定されている）というのが推進派の意見である。

例えば広域通信制高校はほとんどすべて「企業立学校」（学校設置会社立学校）であるが、ある学校で不正・違法行為があったことが報道されている⁹。もちろんすべてが悪いということではなく、「不正・違法」になってしまう制度・法律自体に問題があるという見方も成り立つが、民間組織を公教育に位置づけることへの課題は多い¹⁰。

4) 不登校とは何か

文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、暴力行為やいじめと並んで不登校も「問題行動」として指導の対象とされている。『生徒指導提要』（2010年）でも同様である。

しかし、不登校を子どもの問題行動と見なすこと自体が問題であるという認識が改めて必要ではないか。不登校はいわば一つの症状である。発熱や頭痛の原因が多様であって、原因に応じた治療が必要であるのと同じく、不登校への対応も背景・原因に応じた対応が求められる。（そもそも不登校が「症状」なのかどうかも議論すべきである。）

5) 公教育とは何か

結局問題は「公教育とは何か」という点に行き着く。イヴァン・イリイチが「脱学校論」を提唱したのは1971年であったが、学校という制度が揺らぐ気配は今のところない。しかし、学校が近代の工場システムと併行して成立したものであることを考えれば、画一的な人間を育成する制度はもはや行き詰まっているとも考えられる。人が国民として教育されなければならないという近代教育のあり方も問い直される必要があるのではないだろうか。

おわりに 生徒指導と学校教育制度

生徒指導と学校教育制度とは通常同じレベルで論じられることはない。生徒指導は子どもの日常の行動や態度を対象とするものであり、学校教育制度との関わりが意識されることはないであろう。しかし本稿で検討したように、就学義務が規定されているからこそ、不登校が問題行動と見なされるのであり、何を問題行動と見なすかについては、学校教育制度のあり方と密接な関係があるのである。

生徒指導が子どもの人格の成長を促し、自己指導能力を養うことを目的とするのであれば、それは教師の直接的な指導と同時に、学校のあり方自体をそのような環境に変えていかねばならない。子どもにとってどのような学校制度が望ましいのかは、生徒指導の課題でもあると言える。

筆者自身はフリースクールにコミットしてきた訳ではなく、ある意味で傍観者である。ただ東京シューレ創立（1985年）時から不登校（登校拒否）の問題には関心を持っており、『不登校新聞』の創刊号からの読者でもあり、大学の授業でも折に触れて法案などの紹介を行ってきた。

それでも今回一連の動きを整理する中で、多くの発見があり、様々な課題があることが確認でき

た。現段階では、これまで共に活動してきた人々が、法案の「推進派」と「反対派（慎重派）」に分かれて対立しているように見えるが、筆者にはそれほど意見の違いが大きい訳ではないと思われる。数年前までは実現可能性が殆どなかった法案が現実のものになる段階に至って、当事者の中で戦術や戦略についての意見の違いが出るのは当然のことである。現在進んでいる議論が実りの多い論争となることを期待するものである。

その点で言えば、「ネットワーク」の資料（2015年9月9日）の中に掲載されている「不登校の子どもの権利宣言」（2009年8月）が立ち返るべき原点となるのではないかと考える。この宣言は法案推進の立場にあるNPO法人フリースクール全国ネットワークのHPにも掲載されている¹¹。ここでは「教育への権利」「学ぶ権利」と並んで「安心して休む権利」「不登校をしている私たちの生き方の権利」なども謳われている。改めてこの宣言の意義を振り返ることが一つの方向ではないか。

なお本稿の作成にあたっては、本学英語コミュニケーション学科4年生の金子愛美さんに、資料整理や原稿作成にあたっての協力を得た。ここにお礼を申し上げる。

注

- 1 本稿の執筆時点（2016年10月）では、国会（第192臨時国会）での審議が始まったばかりであるため、検討の対象は主に2016年5月までとする。
- 2 教育再生実行会議は、これに続く第6次提言（2015年3月）で「『再チャレンジ』支援の総合的な推進のため、フリースクールにおける多様な学びを含めた抜本的な不登校対策」、第7次提言（2015年5月）で「発達障害や不登校の子どもに対するフリースクールを含む多様な学びの機会の支援」を、各々提言している。
- 3 安倍晋三総裁記者会見（両院議員総会後）(<https://www.jimin.jp/news/press/president/130574.html> 2016年8月10日参照)
- 4 2012年10月8日版では「履修証明書」となっているが、本項目のタイトルや説明文では「履歴証明」となっているため、誤植とみなして「履歴証明書」と訂正をした。
- 5 10月8日版では「入学資格を付与されよう国は必要な措置を講じる。」となっているが、「されるよう」の「る」の脱落とみなして補った。
- 6 2013年2月10日版では「登録家庭」という用語が用いられているが、家庭が登録する具体的な規定などは示されておらず、今後の課題であると説明されている。
- 7 PHPPolicyReview（PHP総合研究所）Vol.2—No.8 2008年5月
(http://research.php.co.jp/policyreview/pdf/policy_v2_n08.pdf 2016年8月10日参照)
- 8 <http://ftk.blog.jp/>（2016年9月28日参照）
- 9 ウイツ青山学園高等学校（三重県）の「不適切な授業」や修学支援金不正受給問題など。
- 10 「新しい学校の会」（旧・学校設置会社連盟）のHP（<http://www.jaemo.net/index.html>）でもフリースクールなどについての情報が掲載されている。
- 11 <http://freeschoolnetwork.jp/p-etc/1254>（2016年9月26日参照）